

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日と日
替りする
日)

目 次

- ◇ 告 示 土地改良事業の認可（農村整備課）
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（〃）
- 土地改良事業の工事の完了（〃）
- 県営土地改良事業の工事の完了（〃）
- 保安林の指定予定（造林課）
- 保安林の指定の解除予定（三件）（〃）
- 開発行為に関する工事の完了（三件）（都市計画課）
- 廃川敷地の生成（河川課）

告 示

鳥取県告示第六百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項に

において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、大栄町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）西高尾地区農業用排水、農道整備、区画整理及び客土を一体としたもの）を昭和六十二年七月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百十七号

岩美町が行う土地改良事業に係る高山地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十二年七月二十九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
桑ヶ原土地改良区	土地改良総合整備事業（一般） 桑ヶ原地区農道整備	昭和六十一年十二月十日
〃	土地改良総合整備事業（一般） 桑ヶ原地区農業用排水	〃

鳥取県告示第六百十九号

県管土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第三項の規定により告示する。

昭和六十二年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称

工事完了年月日

県管農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業佐摩地区農道整備

昭和六十一年八月十九日

鳥取県告示第六百二十号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

- 八頭郡若桜町大字根安字荒津返五〇四の一から五〇四の三まで、
- 五〇四の五、五〇四の三五、字向小谷五二〇の一、五二〇の五、五二一の一、五二二の一、字官田口五二五の一、大字岩屋堂字ハイ原四六七、四六八、字向山四六九の一、大字須澄字六郎谷五二三の一、五二四、五二五、大字大野字コノラク六二五

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字荒津返五〇四の三五、字向小谷五二〇の一（次の図に示す

部分に限る。)

- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

1 日野郡日野町安原字大瀧一七六の四から一七六の四五まで、一七六の四七から一七六の五三まで、一七六の五五から一七六の五八まで、一七六の六〇から一七六の六三まで、一七六の六五、一七六の六七から一七六の九五まで、一七六の九七から一七六の一〇四まで、一七六の一〇六から一七六の一〇二まで、一七六の一〇四から一七六の一〇六まで、一七六の一〇八から一七六の一〇一まで、一七六の一〇三から一七六の一〇五まで、一七六の一〇七から一七六の一〇四まで、一七六の一〇六から一七六の一〇三まで、一七六の一〇五から一七六の一〇二まで、一七六の一〇四から一七六の一〇一まで、一七六の一〇三から一七六の一〇〇まで、一七六の一〇二から一七六の一〇〇まで、津地字アナイゴ九八六の一、字下ノ谷一〇五の一、金持字三ノ渡瀬上り一六二五の一、字牛房塔一九〇四の一、三土字喜四郎谷五五五の二、五五五の六から五五五の一五まで、五五六の一から五五六の七まで、字鎌谷ノ一 六二三の一から六二三の一五まで、字丸谷六三二の九から六三二の七九まで、六三三の四、六三三の六から六三三の一三まで、六三四の一、六三四の六から六三四の二九まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- (2) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の枝採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百二十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字屋住字持谷六五五・六五六・六五八・六六〇から六六二まで・六六四から六六九まで・字カレキガ谷六七一・大字江波字大根木谷九八七の一七(以上一四筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百二十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字大谷字越後谷二二一三の三(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百二十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市倅谷字大原三七一の三五・字穴ヶ谷三七八の二一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

排水路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百二十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年五月二十六日鳥取県指令受都計三一二第五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市安倍字鴨谷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市旗ヶ崎一三八―四

有限会社大島ハウス建設

代表取締役 大島巧作

鳥取県告示第六百二十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年四月二十七日鳥取県指令受米土維第三百二十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字大沢二十

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市吉岡一〇五

有限会社 寿地所

代表取締役 山下寛

鳥取県告示第六百二十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年十一月六日鳥取県指令受米土維第七百四十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市福市字亀甲及び字川平山並びに兼久字新屋敷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市二本木五〇二―三

山陰住研株式会社

代表取締役 杉山明尚

鳥取県告示第六百二十七号

河川区域の変更により、次のとおり廢川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県鳥取土木事務所に備えて縦覧に供する。

昭和六十二年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

千代川水系に係る一級河川湖山川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和六十二年七月二十八日

三 廃川敷地の位置

鳥取市湖山町南四丁目二〇四―一及び二二―一―二地先

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 四三三・二四平方メートル

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千八百円(送料を含む。)】